

特定非営利活動法人感性総合研究所 会員規約

会員（定款第3章より一部抜粋）

第1条 全ての会員は、入会の時点で定款に同意したものとし、退会あるいは除名まで遵守することとする。
（種別）

第2条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 総会における議決事項に加わる権利を保有する。また、正会員を対象としたイベントへの参加資格に加え、その他の参加可能なイベントにおいて、参加費割引などの優待資格を与えられる。

(2) 準会員 正会員と同等の活動を行うが、参加可能なイベントにおいて、正会員に準ずる優待資格を与えられる。

(3) 賛助会員 支援を中心とし、実際の活動には参加しない。

(4) 学生会員 学校教育法に定められるところの学校に在籍する者は、学生会員となる。修了後も当法人での活動を継続する意思がある場合は、修了する時点で、正会員もしくは準会員のいずれか希望する方へ所属を移行するものとする。また、修了年度の総会において特典を受ける資格を与えられる。

(5) 法人会員 入会手続きの際に記名した代表者1名に、正会員と同等の権利を与える。

（研究員）

第3条 この法人の会員は、研究員と呼称されるものとし、それぞれの区分に応じて、以下のように種別される。

(1) 研究員 正会員および、法人会員の代表者にあたる1名を研究員とする。このうち、議決権が無く、会費免除等の特典を享受する者を特別研究員とする。

(2) 準研究員 準会員にあたる者を準研究員とする。

(3) 賛助研究員 賛助会員にあたるものを賛助研究員とする。

(4) 学生研究員 学生会員にあたる者を学生研究員とする。

（入会）

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書あるいはホームページ上の入会申し込みフォームにより、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第5条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は、入会手続きが完了した月の翌月分から納めるものとする。退会する場合は、退会手続きを完了した月の翌月分までを納めるものとする。

（会員の資格の喪失）

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第7条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

総会（定款第5章より一部抜粋）

(種別)

第 10 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 12 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。定款第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 13 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 定款第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 14 条 総会は、第 13 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 16 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 17 条 総会における議決事項は、第 14 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 18 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 16 条、第 17 条第 2 項、第 19 条第 1 項第 2 号及び定款第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

附 則

1 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、定款第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

2 この法人の設立当初の会費は、第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費	正会員	2,000 円／月
	準会員	800 円／月
	賛助会員	800 円／月
	学生会員	500 円／月
	法人会員	50,000 円／年

附則改定（平成 24 年 1 月 1 日）

附則 2 について、以下の通り改定する。

この法人の会費を任意の寄付金とし、新たに入会金を設定する。

入会金と会費は、次に掲げる額とする。また、準会員はこれを廃止し、正会員とする。

入会金	正会員	3,000 円
	賛助会員	2,000 円
	学生会員	1,000 円
	法人会員	50,000 円
会費（任意）	正会員	3,000 円／1 口
	賛助会員	1,000 円／1 口
	学生会員	500 円／1 口
	法人会員	50,000 円／1 口

3 この法人の支給規定は、次に掲げる額とする。

講師謝金（1 回あたり）	3,000 円
交通費	実費（1 日 1,000 円を上限とする）
賃金（時給）	800 円～1,000 円（内容による）